

平成30年第8回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年9月27日(木) 14時00分から14時15分
- 2 開催場所 アーニス2階 登別市観光経済部事務室内 農業委員会室
- 3 出席委員(7人)

会長	9番	井野	知弘
会長職務代理者	3番	逢坂	裕明
委員	1番	赤樫	治
	2番	相良	欣一
	5番	三原	一英
	6番	吉鷹	敬貴
	7番	山下	篤
- 4 欠席委員(2人)

	4番	近井	一夫
	8番	古町	綾
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第2 議案第20号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について
 - 第3 議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(使用貸借)
 - 第4 議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)
 - 第5 議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)
 - 第6 議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)
- 6 農業委員会事務局職員

総括主幹	西本	利博
主査	高橋	努
主任	中谷	仁思

7 会議の概要

西本総括主幹 ただいまから、平成30年第8回総会を開会いたします。
本日は、4番 近井委員、8番 古町委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。
本日の出席委員は、9名中7名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。
それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は井野会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。
登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 それでは、議事録署名委員は、7番山下委員、1番赤樫委員にお願いします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の高橋主査を指名します。
以上で、日程番号第1を終わります。

次に、日程番号第2 議案第20号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について」を議題とします。
事務局から説明願います。

西本総括主幹 議案第20号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について」は、審議のうえ意見を求めるものであります。
議案書の1ページをご覧ください。
本案件につきましては、農地法第6条に基づき、9件の農地所有適格法人から定期報告がございました。
いずれも、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を満たしていることをご報告いたします。
以上です。

議 長 ただいま、議案第20号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 よろしいですか。
それでは、採決します。
議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第20号については、原案のとおり決定します。

以上で議案第20号を終わります。

次に、日程番号第3 議案第21号から、日程番号第6 議案第24号までの議案4件については、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」であり、利用権の設定を受ける者が同一でありますので、一括して議題とします。

事務局から説明願います。

西本総括主幹 議案第21号から議案第24号まで、議案4件についてご説明いたします。

これらの議案4件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、審議を求めるものであります。

また、議案4件の利用権設定は、ともに本年9月30日で期間満了となることから、再設定を行うものであります。

はじめに、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、登別市 [REDACTED] 氏です。

利用権の設定をする者は、登別市 [REDACTED] 氏です。

利用権を設定する土地は、所在が登別市富岸町1丁目、地番は10番6、地目は公簿及び現況が畑で、面積は556㎡です。

使用貸借の期間は、2018年10月1日から2028年9月30日までの10年間となっております。

借主の状況は、経営面積が9,351㎡、労働力は男性が21人、女性が7人、農業従事者数は28人で、年間延べ7,392日、農機具は、耕運機1台、バックホー2台、タイヤショベル1台、4トンドンプ1台、軽トラック6台、噴霧器1台、ソイルミキサー1台、トラクター1台となっております。

位置図等の資料につきましては、議案書の3ページから5ページに記載のとおりであります。

次に、議案第22号についてご説明いたします。

議案書の6ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、議案第21号と同一です。

利用権の設定をする者は、登別市 [REDACTED] 氏です。

利用権を設定する土地は、所在が登別市富岸町1丁目、地番は9番2、地目は公簿及び現況が畑で、面積は2,432㎡です。

賃貸借の期間は、2018年10月1日から2028年9月30日までの10年間となっております。

借主の状況につきましては、議案第21号と同一であります。

位置図等の資料につきましては、議案書の7ページから9ページに記載のとおりであります。

次に、議案第23号についてご説明いたします。

議案書の10ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、議案第21号と同一です。

利用権の設定をする者は、登別市 [REDACTED] 氏です。

利用権を設定する土地は、所在が登別市富岸町1丁目、地番は9番15、地目は公簿及び現況が畑で、面積は2,431㎡です。

賃貸借の期間は、2018年10月1日から2028年9月30日までの10年間となっております。

借主の状況につきましては、議案第21号と同一であります。
位置図等の資料につきましては、議案書の11ページから13
ページに記載のとおりであります。

次に、議案第24号についてご説明いたします。

議案書の14ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、議案第21号と同一です。

利用権の設定をする者は、登別市
氏です。

利用権を設定する土地は、所在が登別市富岸町1丁目、地番は
9番16、地目は公簿及び現況が畑で、面積は2,432㎡です。

賃貸借の期間は、2018年10月1日から2028年9月30日
までの10年間となっております。

借主の状況につきましては、議案第21号と同一であります。

位置図等の資料につきましては、議案書の15ページから17
ページに記載のとおりであります。

以上です。

議 長 ただいま、議案第21号から議案第24号までの議案4件について、
一括して事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと
思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 よろしいですか。
それでは、採決します。

はじめに、議案第21号について、原案のとおり決定することに
賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第21号については、原案のとおり決定
します。

次に、議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成
の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第22号については、原案のとおり決定
します。

次に、議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成
の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第23号については、原案のとおり決定
します。

次に、議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成
の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第24号については、原案のとおり決定
します。

以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、
すべて終了しました。

これをもちまして、平成30年第8回農業委員会総会を閉会します。